

東京都通称道路名設定要綱

(目的)

第1 東京都が昭和37・38年及び昭和59年の2回にわたり設定し公告した通称道路名について、道路の新設や延伸等により起終点又は途中通過点が変わったもの及び新たな設定が必要なものが生じている。そこで、既設定道路の起終点等の変更及び新規設定を行い、利用者の交通の利便を図ることとする。

(事業内容)

第2 通称道路名設定に係る事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 該当道路の選定
- (2) 既設定道路の起終点又は途中通過点の変更
- (3) 通称道路名の新規設定
- (4) 今後新たに整備される道路の取扱いの検討
- (5) 広報及び普及

(実施区域等)

第3 通称道路名の整備を実施する区域は、都内全域とする。

- 2 追加設定の対象とする道路は、原則として一般国道及び都道（首都高速道路を除く。）とする。

(実施方法)

第4 建設局に、学識経験者等12名以内を構成員とする「通称道路名検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、該当道路、通称道路名等の具体的な検討を行う。

- 2 委員会に関係部署の職員及び関係行政機関の職員を構成員とする幹事会を置き、委員会を補佐する。
- 3 検討に当たっては、区市町村等への意見照会及びパブリックコメントを実施する。
- 4 該当道路、通称道路名等については、委員会の報告に基づき建設局長が決定する。
- 5 決定した通称道路名等は、東京都公報に登載（公告）するとともに、報道機関、印刷物、ホームページ等を通じて周知する。

(その他)

第5 この事業は平成25年度中の完了を目途とする。

- 2 所要経費等については別途措置する。